

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-02-05

第一号ノ十 十 入会権設定ノ方法ハ維新前 後ニ於テ差異アリヤ

(発行年 / Year)

1910

〇

第一号ノ十

十

甲

入會權設定ノ方法ハ維新前後ニ於テ差異アリヤ

法典調査會

関スル慣習一覽表

<p>世一 新嘗月1日迄、別集子均し之件又昔 世二 借入金ノ期ヲ習慣ナシ</p>	<p>世九 初ニ庄政ニシテ大角担ノ上 世一〇 隣地ノ借賃ノ期</p>	<p>隣地ノ借賃ノ期 世一〇 借賃ノ期</p>
<p>世三 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世四 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世五 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世六 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世七 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世八 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世九 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世一〇 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世一一 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世一二 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>
<p>世一三 需用者ニ於テ介担人</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>	<p>世一 庄政ノ借賃ノ期 世二 庄政ノ借賃ノ期 世三 庄政ノ借賃ノ期</p>

一之江村 船堀村 葛西村 瑞穂村 麻本村

一 隣地へ取捨得る習慣あり

今前項二同

十五 隣地へ取捨得る習慣あり

二 取捨得る必要あり

九 全上

十六 慣習あり

三 取捨得る必要あり

十 全上

十七 隣地へ取捨得る必要あり

四 取捨得る必要あり

十一 隣地へ水、自然に流るるに留意

十八 隣地へ取捨得る必要あり

五 取捨得る必要あり

十二 隣地へ水、自然に流るるに留意

十九 隣地へ取捨得る必要あり

六 慣習あり

十三 全上

二十 慣習あり

七 取捨得る必要あり

十四 全上

二十一 慣習あり

八 取捨得る必要あり

十五 全上

二十二 慣習あり

九 取捨得る必要あり

十六 全上

二十三 慣習あり

十 取捨得る必要あり

十七 全上

二十四 慣習あり

十一 取捨得る必要あり

十八 全上

二十五 慣習あり

十二 取捨得る必要あり

十九 全上

二十六 慣習あり

十三 取捨得る必要あり

二十 全上

二十七 慣習あり

十四 取捨得る必要あり

二十一 全上

二十八 慣習あり

十五 取捨得る必要あり

二十二 全上

二十九 慣習あり

十六 取捨得る必要あり

二十三 全上

三十 慣習あり

十七 取捨得る必要あり

二十四 全上

三十一 慣習あり

十八 取捨得る必要あり

二十五 全上

三十二 慣習あり

十九 取捨得る必要あり

二十六 全上

三十三 慣習あり

二十 取捨得る必要あり

二十七 全上

三十四 慣習あり

二十一 取捨得る必要あり

二十八 全上

三十五 慣習あり

二十二 取捨得る必要あり

二十九 全上

三十六 慣習あり

二十三 取捨得る必要あり

三十 全上

三十七 慣習あり

二十四 取捨得る必要あり

三十一 全上

三十八 慣習あり

二十五 取捨得る必要あり

三十二 全上

三十九 慣習あり

二十六 取捨得る必要あり

三十三 全上

四十 慣習あり

二十七 取捨得る必要あり

三十四 全上

四十一 慣習あり

二十八 取捨得る必要あり

三十五 全上

四十二 慣習あり

二十九 取捨得る必要あり

三十六 全上

四十三 慣習あり

三十 取捨得る必要あり

三十七 全上

四十四 慣習あり

三十一 取捨得る必要あり

三十八 全上

四十五 慣習あり

三十二 取捨得る必要あり

三十九 全上

四十六 慣習あり

三十三 取捨得る必要あり

四十 全上

四十七 慣習あり

十五 橋脚が双方より支出を習慣す

十六 慣習ナシ

十七 土地慣習者より六要素より再考す

十八 全上

十九 全上

二十 全上

二十一 全上

二十二 全上

二十三 全上

二十四 全上

二十五 全上

二十六 全上

二十七 全上

二十八 全上

二十九 全上

三十 全上

三十一 全上

三十二 全上

三十三 全上

三十四 全上

三十五 全上

三十六 全上

三十七 全上

三十八 全上

三十九 全上

四十 全上

四十一 全上

四十二 全上

四十三 全上

四十四 全上

四十五 全上

四十六 全上

四十七 全上

四十八 全上

四十九 全上

五十 全上

五十一 全上

五十二 全上

五十三 全上

五十四 全上

五十五 全上

五十六 全上

五十七 全上

五十八 全上

五十九 全上

六十 全上

六十一 全上

六十二 全上

六十三 全上

世九 物之建設より大規模にして

世十 土地慣習者より

世十一 土地慣習者より

世十二 土地慣習者より

世十三 土地慣習者より

世十四 土地慣習者より

世十五 土地慣習者より

世十六 土地慣習者より

世十七 土地慣習者より

世十八 土地慣習者より

世十九 土地慣習者より

世二十 土地慣習者より

世二十一 土地慣習者より

世二十二 土地慣習者より

世二十三 土地慣習者より

世二十四 土地慣習者より

世二十五 土地慣習者より

世二十六 土地慣習者より

世二十七 土地慣習者より

世二十八 土地慣習者より

世二十九 土地慣習者より

世三十 土地慣習者より

世三十一 土地慣習者より

世三十二 土地慣習者より

世三十三 土地慣習者より

世三十四 土地慣習者より

世三十五 土地慣習者より

世三十六 土地慣習者より

世三十七 土地慣習者より

世三十八 土地慣習者より

世三十九 土地慣習者より

世四十 土地慣習者より

世四十一 土地慣習者より

世四十二 土地慣習者より

世四十三 土地慣習者より

世四十四 土地慣習者より

世四十五 土地慣習者より

世四十六 土地慣習者より

世四十七 土地慣習者より

世四十八 土地慣習者より

世四十九 土地慣習者より

世五十 土地慣習者より

世五十一 土地慣習者より

世五十二 土地慣習者より

世五十三 土地慣習者より

世五十四 土地慣習者より

世五十五 土地慣習者より

世五十六 土地慣習者より

世五十七 土地慣習者より

世五十八 土地慣習者より

世五十九 土地慣習者より

世六十 土地慣習者より

世六十一 土地慣習者より

世六十二 土地慣習者より

世六十三 土地慣習者より

世六十四 土地慣習者より

世六十五 土地慣習者より

世六十六 土地慣習者より

世六十七 土地慣習者より

世六十八 土地慣習者より

世六十九 土地慣習者より

世七十 土地慣習者より

世七十一 土地慣習者より

世七十二 土地慣習者より

世七十三 土地慣習者より

世七十四 土地慣習者より

世七十五 土地慣習者より

世七十六 土地慣習者より

世七十七 土地慣習者より

世七十八 土地慣習者より

世七十九 土地慣習者より

世八十 土地慣習者より

世八十一 土地慣習者より

世八十二 土地慣習者より

世八十三 土地慣習者より

世八十四 土地慣習者より

世八十五 土地慣習者より

世八十六 土地慣習者より

世八十七 土地慣習者より

世八十八 土地慣習者より

世八十九 土地慣習者より

世九十 土地慣習者より

世九十一 土地慣習者より

世九十二 土地慣習者より

世九十三 土地慣習者より

世九十四 土地慣習者より

世九十五 土地慣習者より

世九十六 土地慣習者より

世九十七 土地慣習者より

世九十八 土地慣習者より

世九十九 土地慣習者より

世一百 土地慣習者より

世一百一 土地慣習者より

世一百二 土地慣習者より

世一百三 土地慣習者より

世一百四 土地慣習者より

世一百五 土地慣習者より

世一百六 土地慣習者より

九 習性 1) 二 兩物を隣地に注ぎ流す如く工作物
三 僅金を掘り出前例 1)

十 奇現 1) 七 前例 1)

十一 習性 1) 九 制限 1)

十二 前例 1) 七 前例 1)

十三 全上 廿二 前例 1)

十四 全上 廿一 全上

十五 全上 廿一 全上

十六 全上 廿一 全上

十七 全上 廿一 全上

十八 全上 廿一 全上

十九 全上 廿一 全上

二十 全上 廿一 全上

二十一 全上 廿一 全上

二十二 全上 廿一 全上

二十三 全上 廿一 全上

二十四 全上 廿一 全上

二十五 全上 廿一 全上

二十六 全上 廿一 全上

二十七 全上 廿一 全上

二十八 全上 廿一 全上

二十九 全上 廿一 全上

三十 全上 廿一 全上

三十一 全上 廿一 全上

三十二 全上 廿一 全上

三十三 全上 廿一 全上

三十四 全上 廿一 全上

三十五 全上 廿一 全上

三十六 全上 廿一 全上

三十七 全上 廿一 全上

三十八 全上 廿一 全上

三十九 全上 廿一 全上

四十 全上 廿一 全上

四十一 全上 廿一 全上

其水臨備

世一全

世二全

世九習性ナリ

世八必要ノ注意ヲ為スル要ニ

世三全
世四全
世五全

世六習性ナリ

世五全

世五、四ノ同シ

世七費用必用者ノ負担トス
世八費用必用者ノ負担トス
世九費用必用者ノ負担トス

世九費用必用者ノ負担トス
世八費用必用者ノ負担トス
世七費用必用者ノ負担トス

世六費用必用者ノ負担トス

世五全

世五、四ノ同シ

世五費用必用者ノ負担トス

世四全

世四、三ノ同シ

世四費用必用者ノ負担トス

世三全

世三、二ノ同シ

世三費用必用者ノ負担トス

世二全

世二、一ノ同シ

世二費用必用者ノ負担トス

世一全

世一、一ノ同シ

世一費用必用者ノ負担トス

世一全

世一、一ノ同シ

青島村

南綾瀨村

隅田村

寺島村

亀戸村

一 草屋又修繕及隣地立入り習性

八十一

立示法言

二 雨澤が北より来り

九十一

又屋敷其代工物物コ改メト

三 住家より金堂習性アリ

十

其水路の幅有る裏に

四 堂金ヲ拓リ習性ナシ

土妨入習性アリ

大柳澤ニ足

五 圃地より圃行ハコトアリ

此地新有る圃地ノ柳有る事アリ
土障り有る事アリ習性アリ

九全上

六 圃行ハコトアリ

土障防工事有る事アリ圃地

三ナリ

七 習性ナシ

昔圃地取相メテ疎田必要ナリ事アリ
又圃地外有る事アリ又之ヲ多クナシ

五全

一 雨澤が北より来り
習性アリ
又習性アリ

十五方ノ教ノ法ニ入

三二習性ナシ

二 雨澤が北より来り
習性アリ

六習性ナシ

三三全

三 雨澤が北より来り
習性アリ
又圃地外有る事アリ

七全

廿五示法言

四 堂金ヲ差出シテ
習性アリ
又圃地外有る事アリ

八全

廿五全

五 雨澤が北より来り

其水が流下ル近手ノ柳河土中
其水が流下ル近手ノ土中ニ觀

廿六全

六 全上

廿七柳澤ノ承流ニ入

廿七全

七 全上

廿八柳澤ノ入

廿八全

一 隣地立入リヨリ得

八圃地外有る事アリ
又圃地外有る事アリ

廿五全

二 隣地外有る事アリ
又圃地外有る事アリ

九或二時天也或空點
又柳澤ノ入

廿二全

三 立入ニシテ得

十土障り有る事アリ

廿七全

四 堂金ヲ請求スル
習性アリ

十一習性ナシ

十八全

五 圃地外有る事アリ
習性アリ

十二全

十九柳澤ニ入

六 圃地外有る事アリ
又圃地外有る事アリ

十三全

廿一全

七 圃地外有る事アリ
又圃地外有る事アリ

十四全

廿二全

一 草屋又修繕及隣地立入り
習性アリ

八十一

廿五全

二 隣地外有る事アリ
又圃地外有る事アリ

九十一

廿六全

三 全上

十

廿七全

四 全上

十一

廿八全

五 全上

十二

廿九全

六 全上

十三

三十全

七 全上

十四

卅一全

八ノトナリ

世一 掘り新岸を指すことなり。世情

世三十一

世二 借用トナリ得

世一 水引値金ノ協議トナリ

世一 權兵衛トナリ改メハナリ得

世一 協議トナリ

世一 障子紙ノ改メ習性トナリ

世一 示法トナリ

世一 制限トナリ但示法トナリ

世一 示法トナリ但示法トナリ

世一 距離トナリ制限トナリ

世一 距離トナリ制限トナリ

世一 差違トナリ

世一 制限トナリ示法トナリ

世一 全

世一 全

世一 全

世一 全

世一 習性トナリ

世一 物ヲ所有スル者トナリ

世一 習性トナリ

世一 全

世一 全

世一 全

世一 全

世一 地所有者トナリ

世一 費用トナリ改メ直ニトナリ

世一 各物ヲ指差シ同障子紙トナリ

世一 同保在協議トナリ

世一 制限トナリ

世一 相定トナリ

世一 普通三尺距離トナリ

世一 全

世一 全

世一 全

世一 全

世一 全

世一 二争者手前示法

世一 全

世一 障子紙トナリ

世一 全

世一 各圍障後壁有、百入

世一 全

世一 材初高サ、制限トナリ

世一 全

世一 相者、距離ヲ存スルノ要ニ

世一 距離ヲ存スルノ要ニ

世一 差違トナリ

世一 制限トナリ

世一 費用トナリ改メ直ニトナリ

世一 全

世一 全

世一 建物ノ其邊ニ、權界トナリ

世一 全

世一 全

世一 全

世一 全

世一 協議トナリ

世一 全

世一 改至者、直相

世一 全

世一 所有者トナリ

世一 全

世一 習性トナリ

世一 全

世一 所有者トナリ

世一 全

世一 習性トナリ

世一 全

世一 制限トナリ

世一 相者、距離ヲ存スルノ要ニ

世一 全

世一 海邊ノ九ノトナリ

世一 全

世一 距離ヲ存スルノ要ニ

世一 全

廿四全

世一 例十

世一 例十

廿五全

世二 相者 距離ヲ存スルニ由テ

世二 例十

廿六 習性アリ

世三 距離ヲ存スルニ由テ相者 距離ヲ存スルニ由テ

世三 距離ヲ存スルニ由テ 要セ又其ノ

廿七 地所有者ノ權アリ

世四 差 里ニシテ

世四 距離ヲ存スルニ由テ 相者 距離ヲ存スルニ由テ

廿八 習性アリ

世五 制限ナシ

世五 同

廿九全

世九 費用ニ致シテ 復祖トス

世六 十

三十全

三十 抗辯高ニシテ

世七 十

卅一全

卅一 例十

世八 十

卅二全

世三 建物ヲ其處ニシテ 權者ヨリ大

世九 十

卅三全

世三 十

卅十

卅四全

世四 十

卅十

卅五全

世五 十

卅十

卅六全

世九 十

卅十

卅七全

世八 十

卅十

卅八全

世八 十

卅十

卅九全

世八 十

卅十

四十全

世八 十

卅十

四十一全

世八 十

卅十

四十二全

世八 十

卅十

四十三全

世八 十

卅十

四十四全

世八 十

卅十

四十五全

世八 十

卅十

四十六全

世八 十

卅十

四十七全

世八 十

卅十

四十八全

世八 十

卅十

四十九全

世八 十

卅十

五十全

世八 十

卅十

五十一全

世八 十

卅十

五十二全

世八 十

卅十

五十三全

世八 十

卅十

五十四全

世八 十

卅十

五十五全

世八 十

卅十

五十六全

世八 十

卅十

五十七全

世八 十

卅十

十入會權設定ノ方法ハ維新前後ニ於テ差異アリヤ

妻知縣

一 〇入會權設定ノ方法ハ元禄十二年ヨリ寶曆十四年
迄六十四年間ハ草札拾枝ヲ限リ交付シタルモ同年
ヨリ更ニ(理由)ニ拾枝ヲ増加シタリ(八名郡日妻村)

二 〇入會權設定ノ方法維新前後ニ於テ差異アリ維新
前ハ細密ナル契約等益之只口傳ハ等旧慣ニ遵守
スレヒ維新后ニ至リテハ法律命令ニ基キ契約等ヨク
ニ至リタルモノナシハ以テク差異ヲ生デリ(南設樂郡四箇村)
三 〇私有地ニ於テハ差異丁シ官有地ハ維新后毎期借用且
年次増挽等ニヨリ必需者ノ外入會地村氏トモ

法典調査會

入會セサルノ場合アリ(四加茂郡由山村)

四 〇差異アリト信ス然レ當部由ニナシ(南設樂郡田代村保
永村)

五 〇入會權ク設定スニ維新前後ノ差異ナシ
当大字龍泉寺人民ノ總集會ヲ開キテ評決ス(鷗白
郡龍泉寺大字龍泉寺
龍泉寺大字龍泉寺)

六 〇無之(南設樂郡石座村本村大字須長)

七 〇同上(南設樂郡石座村本村十會)

八 〇ナシ(八名郡長部村)

九 〇維新前、於テハ此々々々下草料ノ的付シタルモ維新後ハ最
大ノ下草料ヲ的付スルモノナリ(八名郡兼本村)

靜岡縣

一〇 差異ナシ (敷知郡 新取村)

一一 差異ナシ (敷知郡 北谷村)

一二 前項に記したカ如ク維新前ハ民有ノモノ、如ク自由ニ使用シ維新后ハ官有地トナリタルヲ以テ其才法、異ナルハ言フ俟タズ則入會村住民ト密ヒ現今ハ証札ナキモノハ斯取リ得ス (三方原)

一三 入會權設け、方法維新前後ニ於テ差異ナシト密ヒ地方発行以テ山林原野租ト密ヒ總テ各地ニ於テ租稅ニ臣前ノ山役錢等慣例ク取ル也、以テ其自然ノ才力入會ノ場ニ賦稅也 (豊田郡濱川村)

一四 尾羽ノ瀨村ニ對スル維新前ハ元締度扱手形ニ依リ入會シ来リシカ明治十六年八月十六日附ノ規約ニ改メ (庵原郡庵原村)

法典調査會

一五 差異ナシ (佐野郡西山口村)

一六 差異ナシ (榛原郡上西田村) 維新前ニテリテハ地主同様何レノ場所ヘモ入會セシモ維新后、至リ或部分ニテハ村取ラサルトシ約ス

一七 差異ナシ (田方郡五山村)

一八 差異ナシ (田方郡北狩野村)

一九 差異ナシ (富士郡吉永村)

二〇 差異ナシ (富士郡大宮町)

二一 差異ナシ (那加郡中川村) 維新後ニ於テ設定シタルモノナシ (賀茂郡城東村)

二二 不詳 (賀茂郡小室村)

二三 差異ナシ (賀茂郡南岸村)

- 二七 不詳 (岩澤郡西豆村)
- 二八 〇 差異ナシ (駿東郡御厨町)
- 二九 〇 差異ナシ (駿東郡六合村)
- 三〇 〇 差異ナシ (駿東郡菅沼村足柄村)
- 三一 〇 差異ナシ (駿東郡北郷村)
- 三二 〇 差異ナシ (駿東郡高根村須走村)
- 三三 〇 差異ナシ (駿東郡楊原村)

法典調査會

京都府

三

○本村共有山林入會權設定、方法推新最後、於今全
三、其異アラスト雖、單、五ヶ組部落人民、使用、関スル入會
設定方、推新前、於テハ、後ヲ入會互通、趣推新後、至リ各
戸、今當シテ預リ、法ヲ設ケタリ、則チ規約、謄本、序四、ヲ参照

(南桑田郡保津村)

三

○右推新前一年生、柴草、四已無料、シテ、字鎌倉、ヨリ入會スル權
利有之

字栢原、ハ一年生、柴草、及、木、伐、採、ト、入會、權利有之、明治
七年五月契約シテ、字鎌倉、ハ、毎年、玄米、三石、七、草料、ノ、字栢
原、納付サセ、入會權利、有之、明治、六年、十二月、契約シテ、右山
分、ハ、字栢原、字鎌倉、同、等、權利、ト、シ、地券、面、改、メ、タ
リ (南桑田郡東別院村)

法典調査會

京都府

三

○美異ナシ (船井郡胡麻御村)

三

○美異ナシ (船井郡下和知村)

三

○美異ナシ (天田郡上豊富村)

三

○美異ナシ (加佐郡岡田中村)

山形縣

四〇

○入會權設定方法惟新前ハ山カ役ト称シ年齡滿テ五歳以テ者ノ頭割ヲ以テ納稅惟新後ニ至テ全部々港ニ於テ刈取料ヲ納メ平均戸別ニ於テ該料金ヲ賦課セリ(西田川郡湯田川村)

四一

○入會權設定ノ方法ハ惟新前後ニ於テ大ニ趣リ異ニテ従前ハ私有山曰様ニ取扱テタルニ方今官林又ハ官有山ニ編入セラルルヨリ以來入會者互相ノ間ニ於テ伐採其他自由ニ刈取スルヲ不能為メ大ニ不便ヲ感シ居レリ(北村山郡常盤村)

四二

○田疇ニ異ナル事ナキモ只村界ヲ定メタルニ椽橋トテ事惟新前ニ異ナルヲナシ(東田川郡東榮村)

四三

○本項多クハ惟新前ノ慣例ニ據リ新ニ設定セシモノナシ(東田川郡泉町)

山形縣

○ナシ(東田川郡廣瀬村)

四四

○ナシ(西田川郡西郷村)

(西田川郡山添村)

法典調査會

大阪府

八

○維新前後ハ互ニ違約スル等ノ一毫モナク至極平和ナリシガ
維新後ハ地元ヲ屢々違約シ居テ争論ヲ起シ又ハ

下草科ヲ増加スル等ノ恙アリ(能勢郡東能勢村)

八

○維新前後ニ於テ恙異ナシ(東御村及子野間中村)

三

○維新前後ニ於テ恙異ナシ(東御村及子野間中村)

二

○維新前後ニ於テ恙異ナシ然レ近年共有村外ヨリ盜伐スル
モノ可也シキリ以テ明治廿五年ヨリ入林スル者ハ入林票ヲ携
帶セシム

三

○維新前後ニ於テ恙異ナシ(交野郡磐船村)

三

○維新前後ニ於テ恙異ナシ然レ近年共有村外ヨリ盜伐スル
人番等役人給料ヲ補助トナセシカ維新以後ハ各自

入會權ヲ行使セシテ其收益ハ大字公共事業費

途ニ充ツ(讚良郡甲可村)

三

○維新前後ニ於テ恙異ナシ(交野郡星田村)

三

○恙異ナシ(交野郡交野村)

三

○異動ナシ(交野郡管原村)

三

○旧幕時代ヨリ明治六年氷室村ト訴訟セシキマテハ本籍人
民ハ平等均ニ立木下草ノ分配ヲ受クノ權ヲ有セシヨリ

該訴訟費用ノ負担重シト雖ハ入會權者平均ニ出金

セリ故ニ訴訟以後本籍ヲ定メ入會シタルニ以テハ收益

分配ノ割合ヲ多クス即チ年々共有山ニ係ル費用ノ分担
ハ三分ノ一ホクシ收益即チ立木ノ收益ハ二分ノ一ヲ多クス

(交野郡津田村)

法典調査會

地質不詳区

元

〇 差置ナシ (西郷郡 歌垣村 大字 倉垣子 小初山)

〇

〇 (倉) 権ノ設立方法 旧幕府ヲ 轉新 後明詔ナ

五斗ニ山地点ニ差止故障ノ詔詔ニ涉ル 近差置ナシ

(好勢郡 石好村 倉 倉垣子 倉)

〇

〇 差置ナシ (大字 倉)

〇

〇 差置ナシ (嶋上郡 阿武野村 嶋上郡 豊川村 外三ヶ村)

全

〇ナシ

奈良縣

(山邊郡豐原村)

奈良縣

法典調查會

三重縣

○入會權設定、方法ハ維新前後ニ於テ別ニ差異ナシ
規約ハ維新以後ニ於テ設定シタルモノナシ(一志郡ハワカ村)

○本向ノ差異ハ起因ノ項ニ記セリ(志郡波瀨村)

○差異ナシ(飯高郡伊勢寺村)

○差異ナシ(鈴鹿郡白川村)

○維新前ハ稅米上納シテ私田地口様ニテ爭論故障

ノ外官ノ行滞ハ尙モ請ケサリニカ維新以後ハ官ノ命ニ

從ヒ取締規約ヲ設ケ監督官廳ノ認可ヲ受クルト

ナリ些末ノ事迄拘束セラハ、フトナリ(阿持郡府中村)

○入會、就テノ設定方法ハ維新前後更ニ差異アルト

ナシ(山田郡山田村調)

法典調査會

三重縣

臺媛

愛媛縣

九〇 差異上(風早郡立岩村外四ヶ村)
二〇 同上(風早郡立岩村北條村)

法典調査會

長崎縣

九二

○上未凍之ル如ク入會權ノ純粹ナルモノハ農氏入會トシテ
月下ニ於テモ異動ヲキテノ多シト云トモ負債等ノ為メニ
土地ノ移轉ニヨリ協議上カ除テ為スモノヲ生セリ其他ノ入
會ハ元未交換ニ屬スルヨリ同時ト大差ヤシト云トモ惟新
以來人民土地所有權ヲ得且ツ海山ノ制度各々區別
ヨリ大ニ入會權ハ込縮セリ(對馬島廳)

九三

○差異ナシ(南高未郡北岸山村)

九四

○入會權設定ノ方法ハ惟新前後ニ於テ差異アル(キ管ナ
ケレバ時勢ノ變轉ト共ニ今ヤ消滅シ体様トナレリ)

九五

○差異ナシ(南高未郡湯江村)
○差異ナシ(南高未郡神代村)

長崎

和哥山縣

九六

○差異ナシ(四年栗郡下秋澤村)

○往在ヨリノ入會場ナシヲ以テ設定ノ方法判明ナラズ(海部

郡木本村、西服野村ナシ西庄)

九七

○差異ナシ(伴都郡九度山村)

九八

○同上(伊都郡妙寺村)

和哥山

法典調査會

福井縣

一〇一 〇 差異無之 (大飯郡伏見村)

一〇二 〇 差異無之 (分郡必浦村)

一〇三 〇 差異無之 (分郡青柳村)

一〇四 〇 差異無之 (分郡馬場村)

一〇五 〇 差異無之 (分郡加日村)

一〇六 〇 差異無之 (今立郡服岡村)

一〇七 〇 差異無之 (分郡北日師村)

一〇八 〇 差異無之 (若田郡津治寺村坂井郡鳴床村)

一〇九 〇 差異無之 (若田郡上志比村)

一一〇 〇 差異無之 (全上)

福井縣

法典調查會

岐阜縣

三三

一才村入會地、私有地、ミミラ官有地ナシ（是那郡中野方村）

三二

一ナシ（口郡山崎村）

三〇

一維新前ニ於テ、町内人民五ノ入山伐採スルコトナシ、維新ニ
”各自使用者ヨリ定メ此者、外俵ノミナリ林業人ノ美異ナ
リ（口郡苗木町）

二九

一別ニ美異ニナシ（口郡下桑田村）

二八

一ナシ（口郡三徳村）

一維新後明治七年、土地改正前、一區或ハ一組該最高ニ
テ特ニ使用シタル土地改正後、其所有名、同一般ノ入會

トナシ（口郡^{富田村}穀田村）

岐阜

法典調査會

岡山縣

一三八 ○著しナ、差異ナシ(膳南郡)

一三九 ○差異ナシ(吉野郡)

一四〇 維新前ニ於テハ、地元村外山野ニ於テハ、干草ヲ許サレ、等ノ慣例ナリシニ、維新後ハ、自然ノ慣例ヲ破リ、入會村(徳ヶ岡ノ)

梅利ヶ有ス(津久野郡)

○差異ナシ(久米南條郡龍川村)

一四一 ○差異ナシ(久米南條郡)

一四二 ○入合権ハ、維新前ハ、此草、無之村々ニ入合ヲ許シ、此草刈取

来リ、慣習慣ヲ以テ、維新後ハ、地籍取調ニ際シ、目今、大字持

ニ定メラレタリ(久米南條郡佐良山村)

一四三 ○是ノ明治十年、山野地租改正前ハ、入會山ハ、公有地ト唱ヘ、無税

地ナリシニ、改正後、其村ノ所有ニ確定地租諸税ノ負擔ヲ為ス。

法典調査會

至リ、目下ハ、十中ノ過半ハ、入會ヲ止メ、該山野ヲ關係村ノ戸数

ニ割當テ、一戸毎ニ進退スルノ場所ヲ定メ、年限ヲ附シ、採草

材木等各自任意ニスルコト、ハナレリ(久米南條郡龍山村)

一四五 ○差異ナシ(真島郡)

一四六 ○差異ナシ(哲多郡)

一四七 ○差異ナシ(下道郡折本村外ニ村)

一四八 ○差異ナシ(下道郡久代村外ニ村)

一四九 ○差異ナシ(賀陽郡)

一五〇 ○差異ナシ(小田郡)

一五一 ○差異ナシ(浅口郡)

一五二 ○差異ナシ(赤坂郡)

一五三 ○差異ナシ(磐梯郡)

一五四 ○現今ハ、地租其他諸税アリ、依テ前項ニ概リ、一人ニケ年五

録ノ入山料ヲ徴シテ諸税ニ充ツルト云（邑久郡）

法典調査會

宮崎縣

○ 惟新前迄ニ於テ差異ナシト云モ明流ニ至ル地租改正降ニ至リ信宿
地ナシトモ往年ヨリハ會ノ由籍アル農家必要ノ直場アルヲ以テ申
立テ民有地ニ歸メス（南那珂郡北御村）

法典調査會

皇清縣

香川縣

一三三
○美雲ナシ(三野部 麻村)

一三二

○自有野山ニ之レナシ官林ニ曰藩政ノ郎ハ村内各戸

若干ノ料金ヲ上納シ下草小柴落葉等ヲ採取スル許可シ

タリ維新ノ隆入會中止トナリ大林区署ノ所管トナルニ及

テ再ニ其入會ヲ許可ス而シテ其入會ヲ推取得者ノ料

金ヲ納メテ鑑札ヲ下与セラルル村民ノニ限ルル(世田部 坂田村)

○維新前ハ山野ヲ授タルヲ曰藩主ノ上納シ又山番入テ

地ニ役人ニ囑托シテ入會外ヲ入ラズ推スマシ追拂ハシ

メ尚又各村ヲハ右山番人ノ推リセシ都度荷額ノ薪料

コノ本元役人ニ渡シテ山番人ノ手ヲチトス然ルニ明徳ニ年

ヨリハ公布シテ入會野山ヲ連合規則ヲ編制シ明徳ニ年

迄該規則ニ拠リテ処分シテレ曰ク三年市町村

法典調査會

制定施行之際ニ右規則ハ自然消滅シタリ(豊田郡 四葉村)

香川

栃木縣

一三〇

〇入合權設定ノ方法ハ惟新前後ニ於テ差置ナシト雖モ
其ノ明後十一年七月中公有地ノ係破調ニシテ官有地ニ編
入ナルヲ以テ爾來ハ稀拂下ヲ爲シ後ニ前ノ通り入合シ居レリ
(安蘇郡飛駒村)

一三〇

〇入合權設定ノ方法ハ惟新前、永三百文毎戸、割付取立
上納ス惟新後租稅諸費ハ入合場ヨリ払合々以テ上納ス(安
蘇郡野上村大字作原)

一三一

〇差置ナシ(安蘇郡水室村)

一三二

〇惟新前ニ在テハ村民中合口里正、請ヒ各里正協議ノ未便宜
設定セシメシト古老ノ口碑ニ存スト雖モ惟新後ハ官ノ許
可ヲ受ケハカラス(足利郡菱村大字黒川)

一三三

〇差置ナシ(安蘇郡常盤村)

法典調査會

島根縣

一四三

○ 惟新前：在リテハ藩廳より山札ヲ下付シ札下村ヲ増處スル
テアルモ之ヲ拒ムヲ得サルモノ、如シ而シテ入合權ヲ有スル町村
乃チ札下各町村ヨリ入山スルハ必ラス山札ヲ推シ世帯セシム
其之ヲ携帶セサルモノハ入合權者タルヲ認マス即チ山入ヲ
許サハナリ之レヲ取締ル地元村自カウ其任ニ當リ若シ犯
則者ヲ見咎ノタルハ其刈取リタル柴草等ヲ取上ケ来シ
リ然ルニ地租改正入合村ノ共有地トナリタル後ハ同例廢滅シ
隨意入山シテアリト云フ（出雲國出雲郡）

一四四

○ 惟新前：在テト入合權ヲ有スル町村ノ大巾ニ隨ヒ山札ヲ付與
シ山入ノハ必ラス之ヲ携帶セシム而シテ山元村ハ員然ニ其
山ヲ有守レ時々山番若クハ村吏實施ニ臨シ犯則者ノ取締
リヲ爲シ若犯則者ヲ度見シタルハ刈取リタル柴草干及携帶
ノ器具ヲ沒収セリ然ルニ惟新後入合村ノ共有ニ歸シ明治十
五年本縣丙第指亭号達ニ依リ山札廢滅セシ以テ山札携
帶セサルモ入合村ノ住民ハ隨意入山スルヲ得然レ山入ノ人員
ハ旧山札ノ員數ニ從ヒ之ヲ制限セリ又取締ノ方法ニ於ケル惟
新後ハ村吏實地ニ臨ム等ノ不備テ興キ至レリ独リ人多
見村内ノ入合山ハ明治十五年ノ規約ニ依リ惟新前ノ慣行ニ
從ヒ山入ノハ山會村役場ノ印鑑ヲ携帶セシム 野洲村
大字猪目地内入合山ハ惟新後共有村内ノ民ハ無料無制
限ニテ山入ス（出雲國楠漣郡）

法典調査會

島根縣

一四三

○ 惟新前：在テ入合權ヲ設定セシ町村ハ其大小ニ依リ山札
付與ノ員數ニ差等ヲ設ケ山入人員ハ各其札數ニ制規シ
山入ノハ必ラス之ヲ携帶セシム而シテ中古山守ト稱シ地

元村内住居者ヲ以テ山番人ヲ置キ之シカ有守ヲ為サシテ若シ
山入者申山入道ヲ違ヒ或ハ山札推ノ帯セサル者ヲ見知フタル
キハ科料トシテ本人推ノ帯ノ鎌介守ノ要具ヲ没収シ他日
金錢ノ還算セシムルノ慣行アリシモ惟新後山札推ノ帯ノ例
消滅シ且山番人ノ死ニ後ハ之レヲ置カサルニ依リ現時令テ
制限ナク共有各村住民ノ随意山入スルコトナレリ(一郡四村併
出)
山札ノ推ノ帯シ山入員數ノ枚數ニ制限シ無札山入者ヲ發見
シタル片鎌介守ク取上ケルノ慣行前ニ同シ然レモ別ニ山番ヲ
付セス又山行道ニ制限ナシ(神門郡布智村志下左志)
山札ハ地元村ヲ製シ札下各村ハ配付シ之ヲ推ノ帯セシムル尤モ或
ハ季節ノ之ヲ推ノ帯セサルヲ得而シテ山番人ハ三人ヲ置キ取締
ヲ為サシムルノ慣行惟新前後ニ差異ナシ(神門郡布智村
大字芦渡)

法典調查會

明治九年後山札ノ慣行自然廢滅ノ姿ナリ此所原山ハ明治廿二
年上朝山ハ明治廿一年更ニ共有各村契約ヲ為シ山札ノ數ツ各
二信トシ入会各村民長連署ノ山札ヲ製シ之ヲ配付シ入山ノ時
必ラス之ヲ推ノ帯セシム地元ハ山札及人員ニ制限ナシ且入會
山看守ノ任ヲ當キル其他渾テ盟約証ノ如シ(神門郡朝山村)
惟新前官有民有未定地ナル片ハ柴草料ノ如キモノヲ納メ入
會權者隨意山入放牧仕来リナリシカ官有地偏入後ハ一般官
有地ノ取扱ヲ受クルノミニテ別ニ入會權上ニ差異ナシ(神門郡
山口村大字山ビ)
高濱村大字矢尾日下地内ノ入會山ハ惟新前後ノ別ナク山札其
他一切無制限ニテ入會セリ(神門郡高濱村)
惟新後ノ藪藪ニ係ルモノヲ以テ比較ス(キモノナシ)(神門郡荒蕪村
田岐村)

一尾
〇 差異十一 (島根、秋鹿、意宇郡)
〇 差異十二 (仁妻、大原郡)

法典調查會

滋賀縣

一九

○ 維新後、於テ規約ヲ改正シ山手米金ヲ増減セリ(甲賀郡三雲村外三ヶ村)

一五〇

○ 維新後明治十一年マテハ專ラ寶曆七年及八年ノ裁許狀ニ依リ以後ハ規約ヲ結ビ入會權ヲ設定セリ然レテ其異ナルモノハ帝料金ニアルノミ(甲賀郡伴谷村外二ヶ村)

一五一

○ 維新前迄ハ唯下草下柴ヲ刈取ルモノノ慣例ナリシモ規約設定後ハ立入料トシテ地租ノ半額ヲ納付スルコト、松樹ヲ刈取ラカルコト、改メタルノ至左アリ(甲賀郡水口村外一村)

一五二

○ 事實ナシ(伊香郡片岡村外二村)

一五三

○ 差異ナシ(伊香郡松野村)

滋賀縣

法典調査會

一五四

○ 米金ノ付高ニ變更アルノミニ他ノ慣行ニ至テハ維新前後トモ異ナラズ(甲賀郡寺庄村)

一五五

○ 差異ナシ(甲賀郡油日村)

一五七

○ 差異ナシ(甲賀郡宮村)

一五八

○ 維新前後ニ於テ只山手料ニ増減アルノミ(甲賀郡山内村)

秋田縣

一五九

○方法ニ至リテハ差異ナキモ維新前ニ在リテ入合ニ関スル
定約書ナキモ明治十三年ニ至リテ初メテ定約書ヲ制定
ス(平鹿郡横手所)

一六〇

○入合權設立ノ方法ハ維新前後ニ於テ大ニ差異ヲ生ジ
維新前ハ料金ヲ公費ヨリ納メタルヲ以テ何人トモ是モ
要ノ場合ハ入合スルヲ得タルモ維新後ハ然ラズ即チ人
名ヲ限リ拂下シ許可セラル、モノナレバ必要ナル場合ニ於
テモ更ニ許可ヲ得ルニアラサレハ入合スルニ能ハサルニ依
リ旧慣ニ比シテ大ニ不便ヲ感シ往々困難ニ陥ルモノアリ
(平鹿郡醒醐村山内村)

秋田縣

一六一

○入合權設定ノ方法ハ維新前後ニ於テ差異アリ維新前ノ
入合權ハ一村タル法人ニテ一人ニアラス租税ハ定額ニシテ
現今ノ地租ノ如ク一定シテ動カヌ且使用ノ額ノ多少及
月日ノ長短ニ関係アルナレ現今ハ然ラス官林ノ立木ハ
相當代價ヲ以テ拂下トナルニヨリ使用ノ額ノ多少ト拂下ト
立木ノ數量トニヨリ納附金毎歲異動アリ故ニ入合權
ハ一村ニアラス一人ニアルモノ、如シ(平鹿郡増田村)

法典調査會

一六一

○旧藩中ハ毎年三月三十日限役銀上納ノ上ハ何時タリモ
入山自由致來假處維新後ハ秣刈取六十日間不柴伐
採三十日間ノ期限ニシテ農業都會ノ傍リ或ハ該期限
中入山スル不能空シク上納税金ノ損失ヲ見ルニトアリ
(平鹿郡里見村)

一六二

○差異ナシ(由利郡上俣村)

一六三

○差異ナシ(由利郡道川村)

一五五
一五六
一五七

〇差置ナシ (鹿角郡馬内所)

〇差置ナシ (鹿角郡小坂村)

〇差置ナシ (鹿角郡大湯村)

法典調査會

鳥取縣

一三八

○ 差違ヲ生セシ村落ナシ (邑美、佐美、岩井郡)

一三九

○ 差異ナシ (智頭郡内、虫井、山御村)

一七〇

○ 差異ナシ (智頭郡中田村)

一七一

○ 差異ナシ (智頭郡那岐村)

一七二

○ 明治九年山野改正以前ニ在テハ地主權ハ地元村ノ屬シ使用
及收益權ハ入合權アル村内ノ土地耕作者其家族及雇人
ニ屬ス之ヲ換言スレハ入合權アル村内ノ耕地其權利ツ有セリ
然ルニ改正後ニ在テハ旧慣ヲ一変シ入合權アル村内人民ノ
共有地トシ各共有者ハ各地主權ヲ有セリ故ニ各共有者ハ如
何ナル場合合アルモ共有權利ノ分割ヲ請求スルコトヲ得ス斯
ク旧慣ノ一變シタルハ改組後政府入会ノ名稱ヲ脱シ共有

法典調査會

地同様ノ地券ヲ發行セラレタルニヨレリ (智頭郡中佐治村)

一七三

○ 入合權設定ノ方法維新前ニ於テハ地盤ヲ有スル村ノ專有權
ニシテ入合村トハ主役ノ別アリシモ維新後同等ノ權トナレリ
但シ官簿及地券發行ノ際共有村名記入ナリタルニ因ル (ハ
上郡國中村)

一七四

○ 多少ノ差異アリ

入合地ノ官有地トナリタルハ旧來慣行ノ稼来リニヨリ入合
地ノ區別ニ草代ヲ上納シ相稼クノ許可ヲ得タリ其入合權
於テハ甲乙更ニ差異ナク單ニ官有地一圓ヲ入合稼来ルノ
村落ト線部分ニ相稼クトノ別アルノニ (八東郡岸村)

一七五

○ 差異ナシ (河村郡東御、松崎村)

一七六

○ 維新前後ニ於テ新ニ設定シタルモノナシ從テ差異ヲ調
査スルヲ得ス (久米郡下北條村)

鳥取縣

一七六

○差異ナシ (河村郡久津賀、治三橋村)

一七九

○入会権設定ハ徳ヲ維新以前ニ係リ (河村郡鹿、神中村)

一八〇

○差異ナシ (八橋郡瑞穂、常盤村)

一八一

○入会権設定ノ法ハ維新前後、於テ差異ナシ (九明、明治十八年)

一八二

以前民有地タルハ大字ハ橋村地内字大休場外十四号ハ

一八三

同村ノ民有地ニシテ土地勝手進退致シ来リ大字金市村外

一八四

五ヶ村(入会忍刈為致候トイヘ凡草ノ為刈取其他立木

一八五

等ハ一切為刈取不申、設定ノ法、有之候得共右十八年以後

一八六

ハ官地ニ編入爾来、同一ノ入会権ニ有之候 (八橋郡八橋村)

一八七

○差異ナシ (河村郡竹田村)

一八八

○維新前ハ賃料及草手料等ナク無料ニテ採収自由ナレバ

一八九

維新後、年々下草料ヲ納付シ採収ス其他差異ナシ (河

一九〇

村郡西郷村)

法典調査會

別

○差異ナシ (島根、秋鹿、意宇郡)
○差異ナシ (仁美、大原郡)